

台風等、自然災害による営業判断について

1. 始業前の営業中止の判断

- 午前7時現在、堺市に以下の警報が発令されていた場合は、当日の営業を臨時休業とさせていただきます。
 - ・ 特別警報（種類にかかわらず）
 - ・ 暴風警報
 - ・ 大雨警報＋泉北高速鉄道および南海高野線の2線全て運休

2. 7時以降～営業中の判断

- 以下の場合、ただちに営業を中止させていただきます。
 - ・ 特別警報（種類にかかわらず）
 - ・ 暴風警報
- 以下の場合、状況に応じて終業時刻を繰り上げる可能性がございます。
 - ・ 大雨警報

3. 大地震発生

- 堺市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、営業前、営業中含め臨時休業とします。
- 震度4以下であっても、園長の判断により臨時休業とする場合がございます。
- 状況によっては、原山公園施設ホームページにて「始業時間の変更」「臨時休業」の連絡をすることがございます。
- ※ 震度5弱以上の地震が営業中に発生した場合、ただちに営業を中止しご利用者は避難していただきます。
スクールのお子様は保護者のお迎えがあった場合はお引き取りいただきます。

4. 警戒レベルが発令されている場合

- 警戒レベル4以上が発令されている場合は営業前、営業中も含め臨時休業とします。
- 警戒レベル3以下であっても状況によっては、原山公園屋内施設ホームページにて「始業時間の変更」「臨時休業」の連絡をすることがございます。
- ※ 午前7時までに特別警報、暴風警報、警戒レベル等が解除された場合は平常通りの営業を行います。但し、施設の被害状況等によっては原山公園施設ホームページにて「始業時間の変更」「臨時休業」の連絡をすることがございます。
- ※ 午前7時以降に、臨時休業となる警報や警戒レベルが解除された場合の営業につきましては、ホームページにてご案内させていただきます。